

○第一種指定電気通信設備接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号）の一部改正 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正後			現行				
<p>（機能）</p> <p>第四条 法第三十二条第四項第一号ロの総務省令で定める機能は、次の表の上欄及び中欄のとおりとし、それぞれの機能に対応した設備等を同表の下欄に掲げる対象設備及びこれの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設（以下「対象設備等」という。）とする。</p>			<p>（機能）</p> <p>第四条 法第三十二条第四項第一号ロの総務省令で定める機能は、次の表の上欄及び中欄のとおりとし、それぞれの機能に対応した設備等を同表の下欄に掲げる対象設備及びこれの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設（以下「対象設備等」という。）とする。</p>				
機能の区分	内容	対象設備	機能の区分	内容	対象設備		
一 端末 回線伝 送機能	一般帯域 透過端末 回線伝送 機能	第一種指定端末系伝 送路設備（アナログ 信号伝送用の電話回 線と同等のものであ つて、当該設備の一 部に光信号伝送用の 回線を設置していな いものに限る。）によ り通信を伝送する機 能（分割した帯域の 一部のみを利用して 伝送するもの及び特 別帯域透過端末回線 伝送機能を除く。）	第一種指定端末系伝 送路設備（アナログ信号 伝送用の電話回線と同 等のものに限る。）（加 入者側終端装置及び第 一 種指定端末系交換等 設備との間等に設置さ れる伝送装置等を除 く。）	一 端末 回線伝 送機能	一般帯域 透過端末 回線伝送 機能	第一種指定端末系伝 送路設備（アナログ 信号伝送用の電話回 線と同等のものであ つて、当該設備の一 部に光信号伝送用の 回線を設置していな いものに限る。）によ り通信を伝送する機 能（分割した帯域の 一部のみを利用して 伝送するもの、基地 局設備（端末設備と の間の伝送において	（同上）

			<p>特別帯域 透過端末 回線伝送 機能</p> <p>第一種指定端末系伝送路設備（アナログ信号伝送用の電話回線と同等のものであって、当該設備の一部に光信号伝送用の回線を設置していないものに限る。）により通信を伝送する機能（分割した帯域の一部のみを利用して伝送するもの及びき線点近傍の電柱等から第一種指定市内交換局までの間を伝送するものを除く。）</p>				<p>特別帯域 透過端末 回線伝送 機能</p>	<p>電波を使用するものをいう。以下この項において同じ。）との間を伝送するもの及び特別帯域透過端末回線伝送機能を除く。）</p> <p>第一種指定端末系伝送路設備（アナログ信号伝送用の電話回線と同等のものであって、当該設備の一部に光信号伝送用の回線を設置していないものに限る。）により通信を伝送する機能（分割した帯域の一部のみを利用して伝送するもの、基地局設備との間を伝送するもの及びき線点近傍の電柱等から第一種指定市内交換局までの間を伝送するものを除く。）</p>		
--	--	--	---	--	--	--	--------------------------------------	---	--	--

	帯域分割 端末回線 伝送機能	第一種指定端末系伝送路設備（アナログ信号伝送用の電話回線と同等のものであって、当該設備の一部に光信号伝送用の回線を設置していないものに限る。）により通信を伝送する機能（分割した帯域の一部のみを利用して伝送するものに限る。）	
	光信号端末回線伝送機能	第一種指定端末系伝送路設備（光信号伝送用の回線（加入者側終端装置及び第一種指定端末系交換等設備との間等に設置される伝送装置等を除く。）に限る。）により通信を伝送する機能	第一種指定端末系伝送路設備（光信号伝送用の回線（加入者側終端装置及び第一種指定端末系交換等設備との間等に設置される伝送装置等を除く。）に限る。）
	総合デジタル	第一種指定端末系伝送	第一種指定端末系伝送

	帯域分割 端末回線 伝送機能	(同上)	
	基地局設備 備用端末回線伝送機能	第一種指定端末系伝送路設備（アナログ信号伝送用の電話回線と同等のものに限る。）により通信を伝送する機能（基地局設備との間を伝送するものに限る。）	第一種指定端末系伝送路設備（アナログ信号伝送用の電話回線と同等のもの及び交換機に回線を終端するための装置により構成されるものに限る。）（加入者側終端装置及び第一種指定端末系交換等設備との間等に設置される伝送装置等を除く。）
	光信号端末回線伝送機能	(同上)	(同上)
	総合デジタル	(同上)	(同上)

	<p>タル通信 端末回線 伝送機能</p>	<p>送路設備（光信号伝送用の回線に限る。）により通信を伝送する機能（第一種指定市内交換局に設置される交換設備と一体で設置される伝送装置を用いて、主として六十四キロビット毎秒を単位とするデジタル信号の伝送速度により、符号、音声その他の音響又は影像を統合して伝送するものであって、専ら利用者側の通信の着信の用に供される場合における機能に限る。）</p>	<p>路設備（光信号伝送用の回線に限る。）（第一種指定市内交換局に設置される交換設備と一体で設置される伝送装置を含む。）</p>
	<p>その他端 末回線伝 送機能</p>	<p>第一種指定端末系伝送路設備（アナログ信号伝送用の電話回線と同等のもの及び光信号伝送用の回線（加入者側終端装置</p>	<p>第一種指定端末系伝送路設備（アナログ信号伝送用の電話回線と同等ものを除く。）（加入者側終端装置及び第一種指定端末系交換等</p>
	<p>タル通信 端末回線 伝送機能</p>	<p>(同上)</p>	<p>(同上)</p>

		及び第一種指定端末系交換等設備との間に設置される伝送装置等を除く。)を除く。)により通信を伝送する機能(総合デジタル通信端末回線伝送機能を除く。)	設備との間等に設置される伝送装置等を含む。)
二 端末系交換機能	加入者交換機能	第一種指定加入者交換機により通信の交換を行う機能(この項の加入者交換機専用トランクポート機能及び加入者交換機共用トランクポート機能を除く。)	第一種指定加入者交換機(第一種指定端末系伝送路設備、第一種指定中継系伝送路設備等及び信号用伝送装置とのそれぞれの間)に設置される伝送装置等を含む。)
	信号制御交換機能	第一種指定加入者交換機において特定の電気通信番号を識別し、信号用伝送路設備を介して伝送される信号により当該第一種指定加入者交換機を制御する機能	

二 端末系交換機能	加入者交換機能	第一種指定加入者交換機により通信の交換を行う機能(手動によるもの並びに本項の加入者交換機専用トランクポート機能及び加入者交換機共用トランクポート機能を除く。)	第一種指定加入者交換機(第一種指定端末系伝送路設備、第一種指定中継系伝送路設備等及び信号用伝送装置とのそれぞれの間)に設置される伝送装置等を含む。ただし、手動によるものを除く。)
	信号制御交換機能	(同上)	

	<p>番号ポ ータリテ イ機能</p>	<p>番号ポータリテイ (利用者が、当該利 用者に係る端末系伝 送路設備を識別する ための電気通信番号 を変更することなく 電気通信役務の提供 を受ける電気通信事 業者を変更すること ができることをい う。)を実現するた</p>
	<p>優先接続 機能</p>	<p>電気通信事業者の電 気通信設備を識別す る電気通信番号を第 一種指定加入者交換 機に登録し、当該第 一種指定加入者交換 機により、加入者回 線ごとにあらかじめ 指定された電気通信 事業者の電気通信設 備に優先的に接続す るために、その登録 した電気通信番号を 識別する機能</p>
	<p>番号ポ ータリテ イ機能</p>	<p>(同上)</p>
	<p>優先接続 機能</p>	<p>(同上)</p>

		め、第一種指定加入者交換機において、第一種指定端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号により、他の電気通信事業者が設置する交換等設備に直接収容された固定端末系伝送路設備（その一端が特定の場所に設置される利用者の電気通信設備に接続される伝送路設備をいう。）又は当該他の電気通信事業者が設置する交換等設備を識別する機能
加入者交換機専用ポート機能	特定の電気通信事業者に係る通信を専ら伝送する第一種指定中継系伝送路設備等を第一種指定加入者交換機に収容する装置において、当該第	

加入者交換機専用ポート機能	(同上)	

	加入者交換機共用トランクポート機能	一種指定中継系伝送路設備等を介して伝送される信号を編集する機能
		第一種指定加入者交換機と第一種指定中継交換機との間に設置される第一種指定中継系伝送路設備等（特定の電気通信事業者に係る通信を専ら伝送するものを除く。）を第一種指定加入者交換機に収容する装置において、当該第一種指定中継系伝送路設備等を介して伝送される信号を編集する機能
(略)		
四 市内伝送機能	第一種指定加入者交換機間の通信を伝送する機能	第一種指定加入者交換機と第一種指定中継交換機との間に設置される第一種指定中継系伝送路設備（第一種指定

	加入者交換機共用トランクポート機能	(同上)
(略)		
四 市内伝送機能	第一種指定加入者交換機間の通信を伝送する機能	第一種指定加入者交換機と第一種指定中継交換機との間に設置される第一種指定中継系伝送路設備（第一種指定

五 中継系交換機能	中継交換機能	第一種指定中継交換機により通信の交換を行う機能（この項の中継交換機専用トランクポート機能及び中継交換機共用トランクポート機能を除く。）	第一種指定中継交換機（第一種指定中継系伝送路設備等及び信号用伝送装置とのそれぞれ間に設置される伝送装置等を含む。）	中継系伝送路設備の両端に対向して設置される伝送装置等を含む。）及び第一種指定中継交換機（第一種指定市内伝送路設備、第一種指定中継系伝送路設備又は信号用伝送装置との間に設置される伝送装置等を含む。）
	中継交換機専用トランクポート機能	特定の電気通信事業者に係る通信を専ら伝送する第一種指定中継系伝送路設備等		

五 中継系交換機能	中継交換機能	第一種指定中継交換機により通信の交換を行う機能（手動によるもの並びに本項の中継交換機専用トランクポート機能及び中継交換機共用トランクポート機能を除く。）	第一種指定中継交換機（第一種指定中継系伝送路設備等及び信号用伝送装置とのそれぞれ間に設置される伝送装置等を含む。ただし、手動によるものを除く。）	中継系伝送路設備の両端に対向して設置される伝送装置等を含む。）及び第一種指定中継交換機（第一種指定市内伝送路設備、第一種指定中継系伝送路設備又は信号用伝送装置との間に設置される伝送装置等を含む。ただし、手動によるものを除く。）
	中継交換機専用トランクポート機能	(同上)		

七 通信路設定伝送機	通信路の設定の機能を	通信路の設定の機能を
(略)		
中継交換機 共用トランクポ ート機能	第一種指定加入者交換機と第一種指定中継交換機との間に設置される第一種指定中継系伝送路設備等(特定の電気通信事業者に係る通信を専ら伝送するものを除く。)を第一種指定中継交換機に収容する装置において、当該第一種指定中継系伝送路設備等を介して伝送される信号を編集する機能	を第一種指定中継交換機に収容する装置において、当該第一種指定中継系伝送路設備等を介して伝送される信号を編集する機能

七 通信路設定伝送機	通信路の設定の機能を	通信路の設定の機能を
(略)		
中継交換機 共用トランクポ ート機能	(同上)	

能	を有する電気通信設備（交換設備を除く。）及び伝送路設備により通信路の設定並びに伝送を行う機能（第一種指定市内交換局に設置される交換等設備と事業者が第一種指定市内交換局以外の建物に設置するルータとの間の通信を行うものを除く。）	有する電気通信設備（交換設備を除く。）及び当該交換等設備に係る伝送路設備
(略)		
九 削除		
(略)		
十一 削除		

能	を有する電気通信設備（交換設備を除く。）及び伝送路設備により通信路の設定並びに伝送を行う機能（手動によるもの及び第一種指定市内交換局に設置される交換等設備と事業者が第一種指定市内交換局以外の建物に設置するルータとの間の通信を行うものを除く。）	有する電気通信設備（交換設備を除く。）（手動によるものを除く。）及び当該交換等設備に係る伝送路設備
(略)		
九 呼関連データベース機能	呼関連データベースへの接続により番号変換又は認証等を行う機能	呼関連データベース
(略)		
十一 手動交換機能	手動により通信の交換等を行う機能	第一種指定端末系交換等設備（手動によるものに限る。）及び第一種指定中継系交換等設備（手動によるものに限る。）

(略)

備考

一～三(略)

(法第三十三条第五項の機能)

第五条 法第三十三条第五項の総務省令で定める機能(以下「法第三十三条第五項の機能」という。)は、~~前条の表一の項~~(加入者交換機能のうち同表備考二のイの機能、信号制御交換機能、優先接続機能及び番号ポータビリテイ機能を除く。)、四の項、五の項、六の項(一般光信号中継伝送機能及び特別光信号中継伝送機能を除く。)及び八の項の機能とする。

(略)	る。)
-----	-----

備考

一～三(略)

(法第三十三条第五項の機能)

第五条 法第三十三条第五項の総務省令で定める機能(以下「法第三十三条第五項の機能」という。)は、~~前条の表一の項~~(~~基地局設備用端末回線伝送機能に限る。)~~、~~二の項~~(加入者交換機能のうち同表備考二のイの機能、信号制御交換機能、優先接続機能及び番号ポータビリテイ機能を除く。)、四の項、五の項、六の項(一般光信号中継伝送機能及び特別光信号中継伝送機能を除く。)及び八の項の機能とする。

改正後

現 行

別表第1の1 (第6条関係) 対象設備に係る設備区分

対象設備	設備区分	
(略)	(略)	(略)
第一種指定加入者交換機（第一種指定端末系伝送路設備、第一種指定中継系伝送路設備等及び信号用伝送装置とのそれぞれの間に設置される伝送装置等を含む。）	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
第一種指定中継交換機（第一種指定中継系伝送路設備等及び信号用伝送装置とのそれぞれの間に設置される伝送装置等を含む。）	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

別表第1の1 (第6条関係) 対象設備に係る設備区分

対象設備	設備区分	
(略)	(略)	(略)
第一種指定加入者交換機（第一種指定端末系伝送路設備、第一種指定中継系伝送路設備等及び信号用伝送装置とのそれぞれの間に設置される伝送装置等を含む。 <u>ただし、手動によるものを除く。</u> ）	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
第一種指定中継交換機（第一種指定中継系伝送路設備等及び信号用伝送装置とのそれぞれの間に設置される伝送装置等を含む。 <u>ただし、手動によるものを除く。</u> ）	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

改正後

現 行

別表第2の1 (第6条関係) 正味固定資産価額算定方法

別表第2の1 (第6条関係) 正味固定資産価額算定方法

定額法正味固定資産価額 = $\sum_{n=1}^{\sim}$ 経済的耐用年数 (定額法正味固定資産価額 (n)) ÷ 経済的耐用年数

定額法正味固定資産価額 = $\sum_{n=1}^{\sim}$ 経済的耐用年数 (定額法正味固定資産価額 (n)) ÷ 経済的耐用年数

定額法正味固定資産価額 (n) = (期首定額法正味固定資産価額 (n) + 期末定額法正味固定資産価額 (n)) ÷ 2

定額法正味固定資産価額 (n) = (期首定額法正味固定資産価額 (n) + 期末定額法正味固定資産価額 (n)) ÷ 2

期首定額法正味固定資産価額 (n) = MAX {投資額 - ((投資額 - 最低残存価額) ÷ 法定耐用年数) × (n - 1)、最低残存価額}

期首定額法正味固定資産価額 (n) = MAX {投資額 - ((投資額 - 最低残存価額) ÷ 法定耐用年数) × (n - 1)、最低残存価額}

期末定額法正味固定資産価額 (n) = MAX {投資額 - ((投資額 - 最低残存価額) ÷ 法定耐用年数) × n、最低残存価額}

期末定額法正味固定資産価額 (n) = MAX {投資額 - ((投資額 - 最低残存価額) ÷ 法定耐用年数) × n、最低残存価額}

定率法正味固定資産価額 = $\sum_{n=1}^{\sim}$ 経済的耐用年数 (定率法正味固定資産価額 (n)) ÷ 経済的耐用年数

定率法正味固定資産価額 = $\sum_{n=1}^{\sim}$ 経済的耐用年数 (定率法正味固定資産価額 (n)) ÷ 経済的耐用年数

定率法正味固定資産価額 (n) = (期首定率法正味固定資産価額 (n) + 期末定率法正味固定資産価額 (n)) ÷ 2

定率法正味固定資産価額 (n) = (期首定率法正味固定資産価額 (n) + 期末定率法正味固定資産価額 (n)) ÷ 2

期首定率法正味固定資産価額 (n) = MAX {投資額 × (1 - 償却率)ⁿ⁻¹、投資額 × 最低残存率}

期首定率法正味固定資産価額 (n) = MAX {投資額 × (1 - 償却率)ⁿ⁻¹、投資額 × 最低残存率}

期末定率法正味固定資産価額 (n) = MAX {投資額 × (1 - 償却率)ⁿ、投資額 × 最低残存率}

期末定率法正味固定資産価額 (n) = MAX {投資額 × (1 - 償却率)ⁿ、投資額 × 最低残存率}

償却率 = 1 - (残存率)^{1 ÷ 法定耐用年数}

償却率 = 1 - (残存率)^{1 ÷ 法定耐用年数}

残存率 = 0.1 とする。

残存率 = 0.1 とする。

なお、投資額は、次の各設備区分ごとに定める算定方法により算出する。

なお、投資額は、次の各設備区分ごとに定める算定方法により算出する。

設備区分	算定方法
加入者交換機	<p>1 交換機の設置基準</p> <p>(1) 局ごとに、アナログ電話・総合デジタル通信サービスの局別総収容回線数（以下「局別収容回線数」という。）から当該局のき線点遠隔収容装置収容回線数を除いた回線数が1万2千回線を超える局には加入者交換機を設置する。それ以外の局には局設置遠隔収容装置又は局設置簡易遠隔収容装置を設置する。</p> <p>(2) 単位料金区域内に1局も加入者交換機が設置されず、かつ、単位料金区域内の局別収容回線数の合計が1万2千回線を超える場合には、単位料金区域内の1局の局設置遠隔収容装置又は局設置簡易遠隔収容装置を加入者交換機に置き換える。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 設備量の算定</p> <p>加入者交換機設置局ごとに、次の各方法により求めた加入者交換機のユニット数のうち最大のものを当該局の加入者交換機ユニット数とする。</p> <p>なお、2以上の加入者交換機を設置することと指定された加入者交換機設置局にあつて</p>

設備区分	算定方法
加入者交換機	<p>1 交換機の設置基準</p> <p>(1) 局ごとに、アナログ電話・総合デジタル通信サービス・<u>PHS</u>の局別総収容回線数（以下「局別収容回線数」という。）から当該局のき線点遠隔収容装置収容回線数を除いた回線数が1万2千回線を超える局には加入者交換機を設置する。それ以外の局には局設置遠隔収容装置又は局設置簡易遠隔収容装置を設置する。</p> <p>(2) 単位料金区域内に1局も加入者交換機が設置されず、かつ、単位料金区域内の局別収容回線数の合計が1万2千回線を超える場合には、単位料金区域内の1局の局設置遠隔収容装置又は局設置簡易遠隔収容装置を加入者交換機に置き換える。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 設備量の算定</p> <p>加入者交換機設置局ごとに、次の各方法により求めた加入者交換機のユニット数のうち最大のものを当該局の加入者交換機ユニット数とする。</p> <p>なお、2以上の加入者交換機を設置することと指定された加入者交換機設置局にあつて</p>

	<p>は、以下の(1)から(4)の方法により求めた加入者交換機のユニット数のうち最大のものが1であるときは、これを2とみなす。</p> <p>(1) アナログ電話・総合デジタル通信サービス別の発着信呼量に各役務の収容回線数を乗じたものを個別の最繁時呼量とし、その最繁時呼量の合計を当該局の最繁時呼量とし、最繁時呼量を加入者交換機の最大処理最繁時呼量で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）</p> <p>(2) アナログ電話・総合デジタル通信サービス別の最繁時呼量を各役務の平均保留時間及び呼完了率で除したものを個別の最繁時総呼数とし、その最繁時総呼数の合計を当該局の最繁時総呼数とし、最繁時総呼数を加入者交換機の最大処理最繁時総呼数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>4 投資額の算定</p> <p>次の算定式により、前項の規定に基づき局ごとに算定したユニット数等を用いて局ごと加入者交換機投資額を求め、全ての局の局ごと加入者交換機投資額を合算し、加入者交換機投資額を算定する。</p> <p>局ごと加入者交換機投資額</p> <p>=加入者交換機ユニット数</p> <p>×加入者交換機ユニット当たり単価</p> <p>+回線共通投資額</p> <p>+加入者交換機直収電話端子数</p> <p>×加入者交換機直収アナログ電話回線単価</p> <p>+<u>加入者交換機直収総合デジタル通信端子数</u></p> <p>×加入者交換機直収総合デジタル通信回線単価</p> <p>+最繁時総呼数×最繁時総呼数単価</p> <p>+最繁時呼量投資額</p> <p>+対向局設置遠隔収容装置ユニット数</p> <p>×局設置遠隔収容装置対向基本部単価</p> <p>+局設置遠隔収容装置対向 1.5Mパス数</p> <p>×局設置遠隔収容装置対向 1.5Mパス単価</p> <p>+加入者交換機中継 52Mパス数</p> <p>×加入者交換機中継 52Mパス単価</p>		<p>は、以下の(1)から(4)の方法により求めた加入者交換機のユニット数のうち最大のものが1であるときは、これを2とみなす。</p> <p>(1) アナログ電話・総合デジタル通信サービス・<u>PHS</u>別の発着信呼量に各役務の収容回線数を乗じたものを個別の最繁時呼量とし、その最繁時呼量の合計を当該局の最繁時呼量とし、最繁時呼量を加入者交換機の最大処理最繁時呼量で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）</p> <p>(2) アナログ電話・総合デジタル通信サービス・<u>PHS</u>別の最繁時呼量を各役務の平均保留時間及び呼完了率で除したものを個別の最繁時総呼数とし、その最繁時総呼数の合計を当該局の最繁時総呼数とし、最繁時総呼数を加入者交換機の最大処理最繁時総呼数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>4 投資額の算定</p> <p>次の算定式により、前項の規定に基づき局ごとに算定したユニット数等を用いて局ごと加入者交換機投資額を求め、全ての局の局ごと加入者交換機投資額を合算し、加入者交換機投資額を算定する。</p> <p>局ごと加入者交換機投資額</p> <p>=加入者交換機ユニット数</p> <p>×加入者交換機ユニット当たり単価</p> <p>+回線共通投資額</p> <p>+加入者交換機直収電話端子数</p> <p>×加入者交換機直収アナログ電話回線単価</p> <p>+<u>(加入者交換機直収総合デジタル通信端子数</u></p> <p><u>+PHS端子数)</u></p> <p>×加入者交換機直収総合デジタル通信回線単価</p> <p>+最繁時総呼数×最繁時総呼数単価</p> <p>+最繁時呼量投資額</p> <p>+対向局設置遠隔収容装置ユニット数</p> <p>×局設置遠隔収容装置対向基本部単価</p> <p>+局設置遠隔収容装置対向 1.5Mパス数</p> <p>×局設置遠隔収容装置対向 1.5Mパス単価</p> <p>+加入者交換機中継 52Mパス数</p> <p>×加入者交換機中継 52Mパス単価</p>
局設置遠隔収容装置	<p>1・2 (略)</p> <p>3 投資額の算定</p>	局設置遠隔収容装置	<p>1・2 (略)</p> <p>3 投資額の算定</p>

	<p>次の算定式により、前項の算定に用いた収容回線数に基づき局ごと局設置遠隔収容装置投資額を求め、全ての局の局ごと局設置遠隔収容装置投資額を合算し、局設置遠隔収容装置投資額を算定する。</p> <p>局ごと局設置遠隔収容装置投資額</p> <p>＝局設置遠隔収容装置ユニット投資額</p> <p>＋局設置遠隔収容装置収容アナログ電話端子数</p> <p>×局設置遠隔収容装置アナログ電話端子単価</p> <p>＋<u>局設置遠隔収容装置収容総合デジタル通信端子数</u></p> <p>×局設置遠隔収容装置総合デジタル通信回線単価</p> <p>＋回線収容部投資額</p> <p>＋中継インタフェース部投資額</p>
(略)	(略)
伝送装置	<p>1 局設置遠隔収容装置～加入者交換機間に設置する伝送装置の設備量の算定</p> <p>(1) 局設置遠隔収容装置設置局ごとに、次の手順で伝送装置の台数を算定する。</p> <p>ア 局設置遠隔収容装置設置局ごとに、当該局に直接収容されるアナログ回線で収容される回線数を、局設置遠隔収容装置集線率、伝送装置収容率及びチャンネル切上単位(1.5M)で除して、多重変換装置1.5Mパス数を算定する(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)</p> <p>イ 局設置遠隔収容装置設置局ごとに、当該局に直接収容される総合デジタル通信サービス回線数を、局設置遠隔収容装置集線率、伝送装置収容率及び総合デジタル通信サービス6Mパス収容回線数で除して、多重変換装置6Mパス数を算定する(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)</p> <p>この場合において、総合デジタル通信サービス回線数は、第一種総合デジタル通信サービス回線数及び第二種総合デジタル通信サービス回線数に第二種総合デジタル通信サービス換算係数を乗じたものの合計の回線数とする。</p> <p>ウ～ク (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>
(略)	(略)
総合デジタル通信局内回線終端装置	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) き線点遠隔収容装置ごとに、当該装置が収容する第一種総合デジタル通信回線の数を当該装置の総合デジタル通信局内回線終端装置数とする。</p> <p>(2) 局設置簡易遠隔収容装置設置局ごとに、当該局に設置されている局設置簡易遠隔収容</p>

	<p>次の算定式により、前項の算定に用いた収容回線数に基づき局ごと局設置遠隔収容装置投資額を求め、全ての局の局ごと局設置遠隔収容装置投資額を合算し、局設置遠隔収容装置投資額を算定する。</p> <p>局ごと局設置遠隔収容装置投資額</p> <p>＝局設置遠隔収容装置ユニット投資額</p> <p>＋局設置遠隔収容装置収容アナログ電話端子数</p> <p>×局設置遠隔収容装置アナログ電話端子単価</p> <p>＋<u>(局設置遠隔収容装置収容総合デジタル通信端子数＋PHS端子数)</u></p> <p>×局設置遠隔収容装置総合デジタル通信回線単価</p> <p>＋回線収容部投資額</p> <p>＋中継インタフェース部投資額</p>
(略)	(略)
伝送装置	<p>1 局設置遠隔収容装置～加入者交換機間に設置する伝送装置の設備量の算定</p> <p>(1) 局設置遠隔収容装置設置局ごとに、次の手順で伝送装置の台数を算定する。</p> <p>ア 局設置遠隔収容装置設置局ごとに、当該局に直接収容されるアナログ回線で収容される回線数を、局設置遠隔収容装置集線率、伝送装置収容率及びチャンネル切上単位(1.5M)で除して、多重変換装置1.5Mパス数を算定する(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)</p> <p>イ 局設置遠隔収容装置設置局ごとに、当該局に直接収容される総合デジタル通信サービス回線数<u>及びPHS回線数の合計回線数</u>を、局設置遠隔収容装置集線率、伝送装置収容率及び総合デジタル通信サービス6Mパス収容回線数で除して、多重変換装置6Mパス数を算定する(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)</p> <p>この場合において、総合デジタル通信サービス回線数は、第一種総合デジタル通信サービス回線数及び第二種総合デジタル通信サービス回線数に第二種総合デジタル通信サービス換算係数を乗じたものの合計の回線数とする。</p> <p>ウ～ク (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>
(略)	(略)
総合デジタル通信局内回線終端装置	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) き線点遠隔収容装置ごとに、当該装置が収容する第一種総合デジタル通信回線の数を当該装置の総合デジタル通信局内回線終端装置数とする。</p> <p>(2) 局設置簡易遠隔収容装置設置局ごとに、当該局に設置されている局設置簡易遠隔収容</p>

	<p>装置が収容する第一種総合デジタル通信回線の数を当該局の総合デジタル通信局内回線終端装置数とする。</p> <p>(3) 局設置遠隔収容装置設置局ごとに、当該局に設置されている局設置遠隔収容装置が収容する <u>第一種総合デジタル通信回線の数</u> を当該局の総合デジタル通信局内回線終端装置数とする。</p> <p>(4) 加入者交換機設置局ごとに、当該局に設置されている加入者交換機が収容する <u>第一種総合デジタル通信回線の数</u> を当該局の総合デジタル通信局内回線終端装置数とする。</p> <p>2 (略)</p>		<p>装置が収容する第一種総合デジタル通信回線の数を当該局の総合デジタル通信局内回線終端装置数とする。</p> <p>(3) 局設置遠隔収容装置設置局ごとに、当該局に設置されている局設置遠隔収容装置が収容する <u>第一種総合デジタル通信回線及びPHS回線の数の総和</u> を当該局の総合デジタル通信局内回線終端装置数とする。</p> <p>(4) 加入者交換機設置局ごとに、当該局に設置されている加入者交換機が収容する <u>第一種総合デジタル通信回線及びPHS回線の数の総和</u> を当該局の総合デジタル通信局内回線終端装置数とする。</p> <p>2 (略)</p>
(略)	(略)	(略)	(略)

改正後			現行		
別表第2の2（第6条関係） 正味固定資産価額算定に用いる数値			別表第2の2（第6条関係） 正味固定資産価額算定に用いる数値		
項目	数値	単位	項目	数値	単位
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>時間帯パラメータ（総合デジタル通信サービス）</u>	<u>1</u>	<u>＝</u>	<u>時間帯パラメータ（総合デジタル通信サービス）</u>	<u>1</u>	<u>＝</u>
(略)	(略)	(略)	<u>時間帯パラメータ（PHS）</u>	<u>1</u>	<u>＝</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>呼完了率（総合デジタル通信サービス）</u>	<u>0.7</u>	<u>＝</u>	<u>呼完了率（総合デジタル通信網サービス）</u>	<u>0.7</u>	<u>＝</u>
(略)	(略)	(略)	<u>呼完了率（PHS）</u>	<u>0.7</u>	<u>＝</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

改正後

現 行

別表第6（第19条関係）
様式第1
第1表

別表第6（第19条関係）
様式第1
第1表

通信量記録 都道府県別通信量							
都道府県	同一単 位料金区 域内通信 回数	同一中継 区域内単 位料金区 域間通信 回数	加入者交 換機接続 通信回数	中継交換 機接続通 信回数(加 入者交換 機を經由 するもの)	中継交換 機接続通 信回数(加 入者交換 機を經由 しないも の)	年度分	
						同一単 位料金区 域内通信 時間	同一中継 区域内単 位料金区 域間通信 時間
	加入者交 換機接続 通信時間	中継交換 機接続通 信時間(加 入者交換 機を經由 するもの)	中継交換 機接続通 信時間(加 入者交換 機を經由 しないも の)				

通信量記録 都道府県別通信量							
都道府県	同一単 位料金区 域内通信 回数	同一中継 区域内単 位料金区 域間通信 回数	加入者交 換機接続 通信回数	中継交換 機接続通 信回数(加 入者交換 機を經由 するもの)	中継交換 機接続通 信回数(加 入者交換 機を經由 しないも の)	年度分	
						同一単 位料金区 域内通信 時間	同一中継 区域内単 位料金区 域間通信 時間
	加入者交 換機接続 通信時間	中継交換 機接続通 信時間(加 入者交換 機を經由 するもの)	中継交換 機接続通 信時間(加 入者交換 機を經由 しないも の)				

注1 音声伝送役務（加入電話、公衆電話、総合デジタル通信サービス及びその他の役務（網使用料及び業務委託））について記録すること。

注2 各欄には、通信回数は1,000回、通信時間は1,000時間を単位として記録すること。

注3 同一単位料金区域内通信回数の欄には発信回数を、同一単位料金区域内通信時間の欄には発信時間を記録することとし、その他の欄には発着信回数又は発着信時間を記録すること。

注1 音声伝送役務（加入電話、公衆電話及び総合デジタル通信サービス及びその他の役務（網使用料及び業務委託））について記録すること。

注2 各欄には、通信回数は1,000回、通信時間は1,000時間を単位として記録すること。

注3 同一単位料金区域内通信回数の欄には発信回数を、同一単位料金区域内通信時間の欄には発信時間を記録することとし、その他の欄には発着信回数又は発着信時間を記録すること。

第2表

通信量記録 単位料金区域別通信量等							年度分
単位料金区域	同一単位 料金区域 内通信回 数	同一中継 区域内単 位料金区 域間通信 回数	加入者交 換機接続 通信回数	中継交換 機接続通 信回数(加 入者交換 機を経由 するもの)	中継交換 機接続通 信回数(加 入者交換 機を経由 しないも の)	同一単位 料金区域 内通信時 間	同一中継 区域内単 位料金区 域間通信 時間
	加入者交 換機接続 通信時間	中継交換 機接続通 信時間(加 入者交換 機を経由 するもの)	中継交換 機接続通 信時間(加 入者交換 機を経由 しないも の)	電話呼率	総合デジ タル通信 サービス 呼率	自ユニッ ト折返し 比率	

注1 音声伝送役務（加入電話、公衆電話、総合デジタル通信サービス及びその他の役務（網使用料及び業務委託））について記録すること。

注2 各欄には、通信回数は1,000回、通信時間は1,000時間を単位として記録すること。

注3 同一単位料金区域内通信回数の欄には発信回数を、同一単位料金区域内通信時間の欄には発信時間を記録することとし、その他の欄には発着信回数又は発着信時間を記録すること。

第3表

通信量記録		年度分
項目名	数値	単位
平均保留時間（アナログ電話）		秒
平均保留時間（総合デジタル通信サービス）		秒
1呼当たり信号数（アナログ電話）		信号/呼
1呼当たり信号数（総合デジタル通信サービス）		信号/呼

第4表（略）

第2表

通信量記録 単位料金区域別通信量等							年度分
単位料金区域	同一単位 料金区域 内通信回 数	同一中継 区域内単 位料金区 域間通信 回数	加入者交 換機接続 通信回数	中継交換 機接続通 信回数(加 入者交換 機を経由 するもの)	中継交換 機接続通 信回数(加 入者交換 機を経由 しないも の)	同一単位 料金区域 内通信時 間	同一中継 区域内単 位料金区 域間通信 時間
	加入者交 換機接続 通信時間	中継交換 機接続通 信時間(加 入者交換 機を経由 するもの)	中継交換 機接続通 信時間(加 入者交換 機を経由 しないも の)	電話呼率	総合デジ タル通信 サービス 呼率	P H S 呼 率	自ユニッ ト折返し 比率

注1 音声伝送役務（加入電話、公衆電話及び総合デジタル通信サービス及びその他の役務（網使用料及び業務委託））について記録すること。

注2 各欄には、通信回数は1,000回、通信時間は1,000時間を単位として記録すること。

注3 同一単位料金区域内通信回数の欄には発信回数を、同一単位料金区域内通信時間の欄には発信時間を記録することとし、その他の欄には発着信回数又は発着信時間を記録すること。

第3表

通信量記録		年度分
項目名	数値	単位
平均保留時間（アナログ電話）		秒
平均保留時間（総合デジタル通信サービス）		秒
平均保留時間（PHS）		秒
1呼当たり信号数（アナログ電話）		信号/呼
1呼当たり信号数（総合デジタル通信サービス）		信号/呼
1呼当たり信号数（PHS）		信号/呼

第4表（略）

様式第2
第1表・第2表 (略)

第3表

回線数記録 局別回線数				年度末現在
都道府県	単位料金区域	局	ADSL地域IP回線数	光地域IP回線数

注 ADSL地域IP回線数の欄には第一種指定中継系伝送路設備に接続する非対称デジタル加入者線の回線数を記録することとし、光地域IP回線数の欄には第一種指定中継系伝送路設備に接続する光回線の回線数を記録すること。

第4表～第6表 (略)

別表第7 (第19条関係) 法第33条第12項の総務省令で定める事項

<u>1呼当たり信号数</u> <u>総信号数</u> <u>リルーティング指示に係る網保留時間</u> <u>リダイレクション網使用機能(網内型)接続処理時間</u> <u>リダイレクション網使用機能(中継交換機接続型)接続処理時間</u> <u>リダイレクション網使用機能(加入者交換機接続型)接続処理時間</u>
--

別表第8 (第19条関係) 法第33条第12項の総務省令で定める事項の記録

機能の利用回数等		年度分
項目名	数値	単位
<u>1呼当たり信号数</u>		信号/通信
<u>総信号数</u>		億信号/年
<u>リルーティング指示に係る網保留時間</u>		秒/通信
<u>リダイレクション網使用機能(網内型)接続処理時間</u>		秒/通信

様式第2
第1表・第2表 (略)

第3表

回線数記録 局別回線数					年度末現在
都道府県	単位料金区域	局	基地局回線数	ADSL地域IP回線数	光地域IP回線数

注 基地局回線数の欄には、基地局設備用電話端末回線伝送機能を提供するために設置している回線につき記録することとし、ADSL地域IP回線数の欄には、第一種指定中継系伝送路設備に接続する非対称デジタル加入者線の回線数を記録することとし、光地域IP回線数には、第一種指定中継系伝送路設備に接続する光回線の回線数を記録すること。

第4表～第6表 (略)

別表第7 (第19条関係) 法第33条第12項の総務省令で定める事項

<u>1呼当たり信号数</u> <u>総信号数</u> <u>リルーティング指示に係る網保留時間</u> <u>課金秒数送出機能信号数</u> <u>リダイレクション網使用機能(網内型)接続処理時間</u> <u>リダイレクション網使用機能(中継交換機接続型)接続処理時間</u> <u>リダイレクション網使用機能(加入者交換機接続型)接続処理時間</u> <u>PHS端末発信信号数</u> <u>PHS端末発信平均保留時間</u> <u>PHS端末発信月当たり平均利用回数</u> <u>PHS接続固定電話発信信号数</u> <u>PHS接続固定電話発信平均保留時間</u> <u>PHS接続固定電話発信当たり平均利用回数</u>

別表第8 (第19条関係) 法第33条第12項の総務省令で定める事項の記録

機能の利用回数等		年度分
項目名	数値	単位
<u>1呼当たり信号数</u>		信号/通信
<u>総信号数</u>		億信号/年
<u>リルーティング指示に係る網保留時間</u>		秒/通信
<u>課金秒数送出機能信号数</u>		信号/通信

<u>リダイレクション網使用機能（中継交換機接続型）接続処理時間</u> <u>リダイレクション網使用機能（加入者交換機接続型）接続処理時間</u>	<u>秒／通信</u> <u>秒／通信</u>	<u>リダイレクション網使用機能（網内型）接続処理時間</u> <u>リダイレクション網使用機能（中継交換機接続型）接続処理時間</u> <u>リダイレクション網使用機能（加入者交換機接続型）接続処理時間</u> <u>PHS 端末発信信号数</u> <u>PHS 端末発信平均保留時間</u> <u>PHS 端末発信月当たり平均利用回数</u> <u>PHS 接続固定電話発信信号数</u> <u>PHS 接続固定電話発信平均保留時間</u> <u>PHS 接続固定電話発信当たり平均利用回数</u>	<u>秒／通信</u> <u>秒／通信</u> <u>秒／通信</u> <u>秒／通信</u> <u>通信／月</u> <u>信号／通信</u> <u>秒／通信</u> <u>通信／月</u>
---	----------------------------	---	---

れるもの)
端末系交換設備(主として音声伝送役務の提供に用いられるもののうち、加入者交換機接続用伝送装置利用機能に係るもの)
端末系交換設備(主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの)
端末系交換設備(主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもののうち、ルーティング伝送機能に係るもの)
端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路(主として音声伝送役務の提供に用いられるもの)
端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路(主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの)
端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路(主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもののうち、ルーティング伝送機能に係るもの)
中継系交換設備(主として音声伝送役務の提供に用いられるもの)
中継系交換設備(主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの)
中継系交換設備(主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもののうち、ルーティング伝送機能に係るもの)
信号網設備
番号案内データベース及び番号案内設備

折返し通信路設定機能に係る設備
専用加入者線装置モジュール
専用加入者線装置モジュールのうち、光信号電気信号変換機能に係るもの
専用線ノード装置
専用加入者線装置モジュール～専用線ノード装置伝送路
専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路又は相互接続点伝送路

(何)
建物
土地

れるもの)
端末系交換設備(主として音声伝送役務の提供に用いられるもののうち、加入者交換機接続用伝送装置利用機能に係るもの)
端末系交換設備(主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの)
端末系交換設備(主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもののうち、ルーティング伝送機能に係るもの)
端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路(主として音声伝送役務の提供に用いられるもの)
端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路(主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの)
端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路(主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもののうち、ルーティング伝送機能に係るもの)
中継系交換設備(主として音声伝送役務の提供に用いられるもの)
中継系交換設備(主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの)
中継系交換設備(主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもののうち、ルーティング伝送機能に係るもの)
信号網設備
番号案内データベース及び番号案内設備
手動交換設備
折返し通信路設定機能に係る設備
専用加入者線装置モジュール
専用加入者線装置モジュールのうち、光信号電気信号変換機能に係るもの
専用線ノード装置
専用加入者線装置モジュール～専用線ノード装置伝送路
専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路又は相互接続点伝送路
呼関連データベース

(何)
建物
土地

	<u>第一種指定設備利用部門</u>	<u>構築物</u> <u>機械及び装置</u> <u>車両及び船舶</u> <u>工具、器具及び備品</u> <u>休止設備</u> <u>建設仮勘定</u> <u>機械設備</u> <u>空中線設備</u> <u>通信衛星設備</u> <u>端末設備</u> <u>市内線路設備</u> <u>市外線路設備</u> <u>土木設備</u> <u>海底線設備</u> <u>建物</u> <u>土地</u> <u>構築物</u> <u>機械及び装置</u> <u>車両及び船舶</u> <u>工具、器具及び備品</u> <u>休止設備</u> <u>建設仮勘定</u>
	<u>支援設備（補助部門）</u>	<u>電力設備</u> <u>監視設備</u> <u>試験受付設備</u> <u>（何）</u>
	<u>全般管理（補助部門）</u>	<u>共通部門設備</u> <u>管理部門設備</u>
<u>(2)無形固定資産</u>	<u>第一種指定設備管理部門</u> <u>第一種指定設備利用部門</u>	<u>電気通信事業会計規則の科目に従って整理</u> <u>同上</u>
<u>(3)投資その他の資産</u>	<u>第一種指定設備管理部門</u> <u>第一種指定設備利用部門</u>	<u>電気通信事業会計規則の科目に従って整理</u> <u>同上</u>
<u>2 繰延資産</u>	<u>第一種指定設備管理部門</u> <u>第一種指定設備利用部門</u>	<u>電気通信事業会計規則の科目に従って整理</u> <u>同上</u>

	<u>第一種指定設備利用部門</u>	<u>構築物</u> <u>機械及び装置</u> <u>車両及び船舶</u> <u>工具、器具及び備品</u> <u>休止設備</u> <u>建設仮勘定</u> <u>機械設備</u> <u>空中線設備</u> <u>通信衛星設備</u> <u>端末設備</u> <u>市内線路設備</u> <u>市外線路設備</u> <u>土木設備</u> <u>海底線設備</u> <u>建物</u> <u>土地</u> <u>構築物</u> <u>車両及び船舶</u> <u>機械及び装置</u> <u>工具、器具及び備品</u> <u>休止設備</u> <u>建設仮勘定</u>
	<u>支援設備（補助部門）</u>	(改正後と同じ)
	<u>全般管理（補助部門）</u>	(改正後と同じ)
<u>(2)無形固定資産</u>	(改正後と同じ)	(改正後と同じ)
<u>(3)投資その他の資産</u>	(改正後と同じ)	(改正後と同じ)
<u>2 繰延資産</u>	(改正後と同じ)	(改正後と同じ)

費 用
営 業 費 用

科目	款 (原価部門)	項
営業費	第一種指定設備管理部門 第一種指定設備利用部門	(何) 契約管理 料金収納 広報・広告 役務販売 (何)
運用費	第一種指定設備管理部門 第一種指定設備利用部門	番号案内 電報運用 (何)
施設保全費	第一種指定設備管理部門 第一種指定設備利用部門 支援設備 (補助部門)	(何) 設備保守 (何) 設備ソフト作成・使用料 通信設備外ソフト作成・使用料 (何) 設備保守 (何) 設備ソフト作成・使用料 通信設備外ソフト作成・使用料 電力設備 監視設備 試験受付 (何)
共通費	全般管理 (補助部門)	資材 研修 医療 一般共通
管理費	全般管理 (補助部門)	ネットワーク関連部門 サービス関連部門 一般管理部門
試験研究費及び 研究費償却	第一種指定設備管理部門 第一種指定設備利用部門	インフラ系応用技術 インフラ系基礎技術 インフラ系応用技術 インフラ系基礎技術 ユーザー系応用技術 ユーザー系基礎技術

費 用
営 業 費 用

科目	款 (原価部門)	項
営業費	(改正後と同じ)	(改正後と同じ)
運用費	第一種指定設備管理部門 第一種指定設備利用部門	番号案内 手動接続通話 (改正後と同じ)
施設保全費	(改正後と同じ)	(改正後と同じ)
共通費	(改正後と同じ)	(改正後と同じ)
管理費	(改正後と同じ)	(改正後と同じ)
試験研究費及び 研究費償却	(改正後と同じ)	(改正後と同じ)

		宅内系応用技術 純粋基礎技術
減価償却費	第一種指定設備管理部門 第一種指定設備利用部門 支援設備（補助部門） 全般管理（補助部門）	（何）設備 建物 構築物 機械及び装置 車両及び船舶 工具、器具及び備品 休止設備 （何）設備 建物 構築物 機械及び装置 車両及び船舶 工具、器具及び備品 休止設備 電力設備 監視設備 試験受付 （何） 共通部門設備 管理部門設備
固定資産除去費	減価償却に倣う	
通信設備使用料	第一種指定設備管理部門 第一種指定設備利用部門	（何）設備使用料 （何）設備使用料
租税公課	第一種指定設備管理部門 第一種指定設備利用部門	国税 地方税 道路占用料 （何） 国税 地方税 道路占用料 （何）
振替網使用料	第一種指定設備管理部門 第一種指定設備利用部門	（何）設備使用料 （何）設備使用料

減価償却費	(改正後と同じ)	(改正後と同じ)
固定資産除去費	(改正後と同じ)	
通信設備使用料	(改正後と同じ)	(改正後と同じ)
租税公課	(改正後と同じ)	(改正後と同じ)
振替網使用料	(改正後と同じ)	(改正後と同じ)

収 益
営 業 収 益

科目	款（原価部門）	項
受取網使用料	第一種指定設備管理部門	事業者の接続形態に応じた項を規定する。
振替網使用料	第一種指定設備管理部門 第一種指定設備利用部門	事業者の接続形態に準じた項を規定する。 (何) 設備使用料
接続装置使用料	第一種指定設備管理部門	装置の種別ごとに項を設ける。
網改造料	第一種指定設備管理部門	改造対象設備の種別ごとに項を設ける。
役務収入	第一種指定設備利用部門	(何)

(注)

- 1 メディアゲートウェイとは、パケットと音声信号を相互に符号変換する装置をいう。
- 2 ゲートウェイルータとは、一般第一種指定電気通信設備に該当するルータと他の電気通信事業者の電気通信設備とを相互に接続するためにこれらの設備の間に設置されるルータをいう。
- 3 ゲートウェイスイッチとは、一般第一種指定電気通信設備に該当するイーサネットスイッチと他の電気通信事業者の電気通信設備とを相互に接続するためにこれらの設備の間に設置されるイーサネットスイッチをいう。

収 益
営 業 収 益

科目	款（原価部門）	項
受取網使用料	(改正後と同じ)	(改正後と同じ)
振替網使用料	(改正後と同じ)	(改正後と同じ)
接続装置使用料	(改正後と同じ)	(改正後と同じ)
網改造料	(改正後と同じ)	(改正後と同じ)
役務収入	(改正後と同じ)	(改正後と同じ)

(注)

- 1 メディアゲートウェイとは、パケットと音声信号を相互に符号変換する装置をいう。
- 2 ゲートウェイルータとは、一般第一種指定電気通信設備に該当するルータと他の電気通信事業者の電気通信設備とを相互に接続するためにこれらの設備の間に設置されるルータをいう。
- 3 ゲートウェイスイッチとは、一般第一種指定電気通信設備に該当するイーサネットスイッチと他の電気通信事業者の電気通信設備とを相互に接続するためにこれらの設備の間に設置されるイーサネットスイッチをいう。

様式第4

設備区分別費用明細表

(単位 円)

第一種指定設備管理部門計	特別第一種指定設備	一般第一種指定設備	うち光信号中継(伝送機能に係るもの)	(何)	専用線ノード装置(専用線ノード装置伝送路又は相互接続点伝送路)	専用加入者線装置モジュール(専用線ノード装置伝送路)	専用線ノード装置	うち光信号電気信号変換機能に係るもの	専用加入者線装置モジュール	折返し通信路設定機能に係る設備	番号案内データベース及び番号案内設備	信号網設備	うちルーティング伝送機能に係るもの	中継系交換設備(主としてデータ伝送業務の提供に用いられるもの)	中継系交換設備(主として音声伝送業務の提供に用いられるもの)	うちルーティング伝送機能に係るもの	端末系交換設備(主としてデータ伝送業務の提供に用いられるもの)	端末系交換設備(主として音声伝送業務の提供に用いられるもの)	うち加入者交換機接続用伝送装置利用機能に係るもの	公衆電話設備	主配線盤(光信号の伝送に係るもの)	端末系伝送路(光信号の伝送に係るもの)	主配線盤(電気信号の伝送に係るもの)	端末系伝送路(電気信号の伝送に係るもの)	第一種指定設備利用部門計	指定外電気通信設備	(何)	サービス活動	合計
																													(単位 円)
(注)																													
1 電気通信設備を収容する建物に係る費用、器具備品に係る費用、通信設備使用料及び租税公課については、原則として次の基準により、第一種指定設備管理部門及び第一種指定設備利用部門において物理的に管理可能な資産の区分、支援設備、全般管理に帰属させる。																													
建物 減価償却費、固定資産除却費、施設保全費 第一段階 占有面積比 第二段階 設備の占有面積比(設備収容関連) 稼働人員数比(設備収容関連以外)																													
器具備品 減価償却費、固定資産除却費、施設保全費 稼働人員数比																													

(単位 %)

<u>通信設備使用料</u>	<u>該当する設備区分比</u>
<u>租税公課</u>	<u>正味固定資産額比</u>
<u>2 試験研究費及び研究費償却については、次の基準により第一種指定設備管理部門及び第一種指定設備利用部門において物理的に管理可能な資産の区分に帰属させる。</u>	
<u>インフラ系応用技術（通信用建物）</u>	<u>占有面積比</u>
<u>インフラ系応用技術（通信用電力）</u>	<u>仕様電力値比</u>
<u>インフラ系応用技術（電気通信設備）</u>	<u>設備区分の当年度取得固定資産価額比</u>
<u>インフラ系基礎技術</u>	<u>設備の当年度取得固定資産価額比</u>
<u>3 第8条第2項に規定する基準は、原則として次のとおりとする。</u>	
<u>支援設備</u>	
<u>電力設備</u>	<u>仕様電力値比</u>
<u>試験受付</u>	<u>故障件数比</u>
<u>監視設備</u>	<u>監視対応件数比</u>
<u>全般管理</u>	
<u>共通</u>	
<u>資材（販売用のものを除く。）</u>	
<u>保管、荷役、輸配送</u>	<u>当年度取得固定資産価額比</u>
<u>資材共通</u>	<u>当年度取得固定資産価額比</u>
<u>研修（サービス関連のものを除く。）</u>	
<u>設備</u>	<u>関連部門の稼働人員数比</u>
<u>共通</u>	<u>稼働人員数比</u>
<u>医療（職員の健康管理に関するもの）</u>	<u>稼働人員数比</u>
<u>一般共通</u>	
<u>経理（仕訳レコード数により設備関連のものを抽出）</u>	<u>支出額比</u>
<u>総務、厚生、人事等</u>	<u>支出額比</u>
<u>管理（サービス関連部門を除く。）</u>	
<u>ネットワーク関連</u>	<u>取得固定資産価額比</u>
<u>一般管理（電気通信設備の管理運営に関連するもの）</u>	<u>支出額比</u>
<u>4 この表に掲げた項目に計上すべき金額がない場合は、当該項目を省略した様式により作成することができる。</u>	

様式第4

設備区分別費用明細表

(単位 円)

	第一種指定設備管理部門計	特別第一種指定設備	第一種指定設備	うち光信号中継伝送機能に係るもの	第一種指定設備利用部門計	指定外電気通信設備	(何)	サービス活動	合計																		
	うち光信号電気信号変換機能に係るもの	呼関連データベース	専用線ノード装置	専用加入者線装置モジュール	専用線ノード装置	うち光信号電気信号変換機能に係るもの	専用加入者線装置モジュール	折返し通信路設定機能に係る設備	手動交換設備	番号案内データベース及び番号案内設備	信号網設備	うちルーティング伝送機能に係るもの	中継系交換設備(主としてデータ伝送業務の提供に用いられるもの)	中継系交換設備(主として音声伝送業務の提供に用いられるもの)	うちルーティング伝送機能に係るもの	端末系交換設備(主としてデータ伝送業務の提供に用いられるもの)	うち加入者交換機接続用伝送装置利用機能に係るもの	端末系交換設備(主として音声伝送業務の提供に用いられるもの)	公衆電話設備	主配線盤(光信号の伝送に係るもの)	端末系伝送路(光信号の伝送に係るもの)	主配線盤(電気信号の伝送に係るもの)	端末系伝送路(電気信号の伝送に係るもの)	特別第一種指定設備	第一種指定設備		
営業費	うち貸倒損失	運用費	施設保全費	共通費	管理費	試験研究費及び研究費償却	減価償却費	固定資産除却費	うち除却損	通信設備使用料	租税公課	合計															

(単位 %)

直課																											
活動基準帰属																											
配賦																											

(注) 1 電気通信設備を収容する建物に係る費用、器具備品に係る費用、通信設備使用料及び租税公課については、原則として次の基準により、第一種指定設備管理部門及び第一種指定設備利用部門において物理的に管理可能な資産の区分、支援設備、全般管理に帰属させる。

- 建物
- 減価償却費、固定資産除却費、施設保全費 第一段階
 - 占有面積比
 - 第二段階
 - 設備の占有面積比(設備収容関連)
 - 稼働人員数比(設備収容関連以外)
- 器具備品
- 減価償却費、固定資産除却費、施設保全費 稼働人員数比

<u>通信設備使用料</u>	<u>該当する設備区分比</u>
<u>租税公課</u>	<u>正味固定資産額比</u>
<u>2 試験研究費及び研究費償却については、次の基準により第一種指定設備管理部門及び第一種指定設備利用部門において物理的に管理可能な資産の区分に帰属させる。</u>	
<u>インフラ系応用技術（通信用建物）</u>	<u>占有面積比</u>
<u>インフラ系応用技術（通信用電力）</u>	<u>仕様電力値比</u>
<u>インフラ系応用技術（電気通信設備）</u>	<u>設備区分の当年度取得固定資産価額比</u>
<u>インフラ系基礎技術</u>	<u>設備の当年度取得固定資産価額比</u>
<u>3 第8条第2項に規定する基準は、原則として次のとおりとする。</u>	
<u>支援設備</u>	
<u>電力設備</u>	<u>仕様電力値比</u>
<u>試験受付</u>	<u>故障件数比</u>
<u>監視設備</u>	<u>監視対応件数比</u>
<u>全般管理</u>	
<u>共通</u>	
<u>資材（販売用のものを除く。）</u>	
<u>保管、荷役、輸配送</u>	<u>当年度取得固定資産価額比</u>
<u>資材共通</u>	<u>当年度取得固定資産価額比</u>
<u>研修（サービス関連のものを除く。）</u>	
<u>設備</u>	<u>関連部門の稼働人員数比</u>
<u>共通</u>	<u>稼働人員数比</u>
<u>医療（職員の健康管理に関するもの）</u>	<u>稼働人員数比</u>
<u>一般共通</u>	
<u>経理（仕訳レコード数により設備関連のものを抽出）</u>	<u>支出額比</u>
<u>総務、厚生、人事等</u>	<u>支出額比</u>
<u>管理（サービス関連部門を除く。）</u>	
<u>ネットワーク関連</u>	<u>取得固定資産価額比</u>
<u>一般管理（電気通信設備の管理運営に関連するもの）</u>	<u>支出額比</u>
<u>4 この表に掲げた項目に計上すべき金額がない場合は、当該項目を省略した様式により作成することができる。</u>	

附 則

この省令は、公布の日から施行し、平成二十八年四月一日以後に開始する事業年度に係る接続会計財務諸表及び接続会計報告書等について適用する。

○東日本電信電話株式会社の西日本電信電話株式会社に対する金銭の交付に関する省令（平成十五年総務省令第百十九号）の一部改正
新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後	現 行
<p>第一条～第三条（略）</p> <p>（特定接続料の算定方法）</p> <p>第四条 法附則第十六条第二項の総務省令で定める方法は、各事業年度において前条に規定する接続料を算定する際に用いた方法（改正接続料規則附則第十五項に規定する方法を除く。）と同一の方法とする。ただし、接続料規則第八条及び第十四条の規定の適用については、東会社の原価及び利潤並びに通信量等と西会社の原価及び利潤並びに通信量等とを合算して算定するものとする。</p> <p>第五条・第六条（略）</p>	<p>第一条～第三条（略）</p> <p>（特定接続料の算定方法）</p> <p>第四条 法附則第十六条第二項の総務省令で定める方法は、各事業年度において前条に規定する接続料を算定する際に用いた方法（改正接続料規則附則第十七項に規定する方法を除く。）と同一の方法とする。ただし、接続料規則第八条及び第十四条の規定の適用については、東会社の原価及び利潤並びに通信量等と西会社の原価及び利潤並びに通信量等とを合算して算定するものとする。</p> <p>第五条・第六条（略）</p>

○接続料規則の一部を改正する省令（平成十七年総務省令第十四号）の一部改正 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正後	現 行
<p>1 ～ 10 附 則 （略） （削除）</p>	<p>1 ～ 10 附 則 11 事業者は、第四条の表一の項（基地局設備用端末回線伝送機能に限る。）の機能の接続料を変更する場合には、その原価及び利潤は第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものとの接続に関する接続料の原価及び利潤（基地局設備との間を伝送する設備との接続に関するもの）に限り、専らアナログ信号の伝送に用いられる設備との接続に関するものを除く。次項において同じ。）の全部又は一部を加算して算定することができる。 12 前項の加算は、平成三十一年三月三十一日までの間、次の要件を確保するものでなければならない。 一 平成二十年四月一日以降に開始する事業年度にあつては、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するもの（き線点遠隔收容装置から加入者交換機間のうち、遠隔收容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するものを除く。）との接続に関する接続料の原価の三分の二を超えない額（第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものであつて、き線点遠隔收容装置から加入者交換機間のうち、遠隔收容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するものとの接続に関する接続料の原価については、その十五分の七を超えない額）を加算するものであること。</p>

二 平成二十一年四月一日以降に開始する事業年度にあつては、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものであつて、き線点遠隔収容装置から加入者交換機間のうち、遠隔収容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するものとの接続に関する接続料の原価については、その五分の一を超えない額を加算するものであること。

三 平成二十二年四月一日以降に開始する事業年度にあつては、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものであつて、き線点遠隔収容装置から加入者交換機間のうち、遠隔収容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するものとの接続に関する接続料の原価については、その五分の一を超えない額を加算するものであること。

四 平成二十三年四月一日以降に開始する事業年度にあつては、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものであつて、き線点遠隔収容装置から加入者交換機間のうち、遠隔収容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するものとの接続に関する接続料の原価については、加算しないものであること。

五 平成二十五年四月一日以降に開始する事業年度にあつては、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものであつて、き線点遠隔収容装置から加入者交換機間のうち、局設置簡易遠隔収容装置設置局又は局設置遠隔収容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するもの及び局設置簡易遠隔収容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するものとの接続に関する接続料の原価及び利潤については、加算しないものであること。

11 附則第八項第四号から第七号まで及び前項第一号から第五号までのき線点遠隔收容装置から加入者交換機間のうち、遠隔收容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するもの並びに附則第八項第八号及び前項第六号のき線点遠隔收容装置から加入者交換機間のうち、局設置簡易遠隔收容装置設置局又は局設置遠隔收容装置設置局から加入者交換局設置局間に設置するもの及び局設置簡易遠隔收容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するものについては、現に事業者が設置する局設置遠隔收容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置されているものに限る。

12 事業者は、法第三十三条第五項の機能に係る接続料の変更の際し、同項の機能（新規則第四条の表二の項（加入者交換機能のうち同表備考二のイ及びロの機能、信号制御交換機能並びに優先接続機能を除く。）、四の項、五の項、六の項（一般光信号中継伝送機能及び特別光信号中継伝送機能を除く。）及び八の項に限る。）に係る通信量等については、平成三十一年三月三十一日までの間、新規則第十九条の規定により記録された通信量等に代えて、当該変更が適用される年度の前年度の下半期と当該変更が適用される年度の上半期の通信量等の合算値を用いることができる。

13 （略）

14 前項の予測値を用いる場合には、事業者は、前項の予測値を得るために必要な各月の通信量等を記録しておかなければならない。ただし、この項で定めるところにより通信量等を記録することができるまでの間は、これらに代えて、事業者が現に記録している通信量等を用いることとする。

15
17 （略）

13 附則第八項第四号から第七号まで、附則第十項第二号から第五号まで及び前項第一号から第四号までのき線点遠隔收容装置から加入者交換機間のうち、遠隔收容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するもの及び附則第八項第八号、附則第十項第六号及び前項第五号のき線点遠隔收容装置から加入者交換機間のうち、局設置簡易遠隔收容装置設置局又は局設置遠隔收容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するもの及び局設置簡易遠隔收容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するものについては、現に事業者が設置する局設置遠隔收容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置されているものに限る。

14 事業者は、法第三十三条第五項の機能に係る接続料の変更の際し、同項の機能（新規則第四条の表一の項（基地局設備用端末回線伝送機能に限る。）、二の項（加入者交換機能のうち同表備考二のイ及びロの機能、信号制御交換機能並びに優先接続機能を除く。）、四の項、五の項、六の項（一般光信号中継伝送機能及び特別光信号中継伝送機能を除く。）及び八の項に限る。）に係る通信量等については、平成三十一年三月三十一日までの間、新規則第十九条の規定により記録された通信量等に代えて、当該変更が適用される年度の前年度の下半期と当該変更が適用される年度の上半期の通信量等の合算値を用いることができる。

15 （略）

16 前項の予測値を用いる場合には、事業者は、前項の予測値を得るために必要な各月の通信量等を記録しておかなければならない。ただし、本項で定めるところにより通信量等を記録することができるまでの間は、これらに代えて、事業者が現に記録している通信量等を用いることとする。

17
19 （略）